

【議案第 1 号】

## 立憲民主党自治体議員ネットワーク 規約（案）

### 第 1 条（目的）

立憲民主党のさらなる発展のため党所属自治体議員同士が交流し、草の根民主主義を標榜する政党の自治体議員としての政策を磨き、立憲パートナーズをはじめ市民との連帯の最前線で活動するための資質向上に取り組むことを目的とする。なお、同党規約で定める「自治体議員団」とする。

### 第 2 条（名称）

名称は、「立憲民主党自治体議員ネットワーク」とする。

### 第 3 条（会員）

立憲民主党所属の自治体議員および次期自治体議員選挙の公認候補予定者とする。なお、同党の理念・政策に賛同し、各自治体議会で連携する無所属議員・候補予定者をオブザーバーとすることができる。

### 第 4 条（役員）

代表 1 名、副代表若干名、幹事長（事務局長兼務）1 名を置く。必要に応じ、幹事長の業務を補佐する役職を若干名設けることができる。また衆議院比例選挙区ブロックを基本単位とし、運営委員を選出する。

### 第 5 条（運営）

総会・全体研修会を年 1 回開催し、年間活動方針を定める。具体的な活動等については運営委員会で協議し、運営委員会の判断は委員の過半数の同意を持って決定する。

### 第 6 条（事務局）

当面の間、暫定的に事務局を宮崎県連合内に設置する。暫定事務局は、党本部と十分な調整を図ったうえで事業を推進する。

### 第 7 条（規約改正）

この規約は、総会参加者の過半数の同意を持って改正することができる。

附則：この規約は、2018 年 7 月 12 日から運用する。